

平成 27 年 度

シラバス

5 年 次
臨床実習（ポリクリ）



自主創造
日本大学

日本大学松戸歯学部

臨床実習にあたって

皆さんは、今、歯科医師として社会にでる最終段階にあります。歯学部教育のなかで最も重要な時期にあるといえます。それは、これまで学んできた基礎および臨床歯科学科目の知識・技術を実際の臨床の現場で生かすことができるからです。共用試験を通過し、これから行う院内での臨床実習は、許された「歯科医行為」になります。各水準に分類されていますが、皆さんが行う行為は、すべて患者さんに直接触れることから始まります。その実感と喜びと責任を自覚して下さい。

これから歯科医師として厳しい社会に参画し、プロフェッションとして社会から期待されることになります。プロフェッションは法的に認定された資格であること、長い期間の教育、訓練による知識・技術の取得があることが前提条件ですが、さらに、高い倫理規定や行動規範をもち、自律的に質の担保を保証できなければなりません。歯科医療は、時に人の生き方に踏み込み、その人生を変えてしまうほどの行為でもあります。皆さんが行うすべての歯科医療行為や言動について、「1本の歯牙への治療（侵襲）は全身におよび呼吸・循環・代謝・内分泌に確実に影響を与えている。」という自覚をもって下さい。

本学のカリキュラムは、診療参加型臨床実習を念頭において改正を行ってきています。臨床のための知識・技術の修得はもちろんですが、より良き医療人としての「心構え」も身につけて下さい。次世代を担うみなさんは、全人的歯科医療を実践できる歯科医師でなければなりません。臨床実習は、毎日が勝負です。同じ症例は二つとありません。すべてが患者さんから学ぶのです。患者さんという一人の人間に対峙したとき、持てる知識と技能のすべてを十分に機能させ、適切な歯科医療を実践できるよう最大限の努力をして下さい。臨床実習では、一瞬一瞬のすべてが真剣勝負であり、患者さんから全幅の信頼をうけて臨床実習の場に臨まなければなりません。恥ずかしくないように学習能力を高めて下さい。シラバスは、その道標になるための教材です。予習復習に充分活用して、松戸歯学部の院内生としての自覚をもって、日々を送ることを期待しています。

松戸歯学部長 渋谷 鑛

患者実習を始めるに当たっての誓い

登院に際し、

1. 私は、患者への医療奉仕をおこなうために常に最大限の努力を惜しまないことを誓います。
2. 私は、学び得た歯科医学の知識をもとに、良心と尊厳をもって歯科医学の務めを果たします。
3. 私は、知り得た患者の個人情報漏洩しないことを誓います。
4. 私は、医療従事者の一員であることを自覚し、人々に常に思いやりをもって対処することを誓います。
5. 私は、医療従事者の一員として言動・身なりに注意するとともに組織の規律を遵守することを誓います。
6. 私は、私を指導してくださる人々に尊敬と感謝の念を捧げます。

平成____年____月____日

署名 _____

SD 章とは

「SD 章」とは、Student Doctor 章のことです。臨床実習を行う学生はSD と称し、登院許可を証明する「SD 章」(徽章)を付けます。「SD 章」は写真入りのネームプレートで、教職員のネームプレートとほぼ同じものです。

「SD 章」の目的は、上記の誓詞に記載された歯科医師になることの決意と医療人として守るべきこと、そして果たすべき責任をしっかりと自覚して、臨床実習に望むことが期待されています。歯科医師としてのあり方 (Professionalism) をよく考えて下さい。

病院長

患者実習を始めるに当たっての誓い

登院に際し、

1. 私は、患者への医療奉仕をおこなうために常に最大限の努力を惜しまないことを誓います。
2. 私は、学び得た歯科医学の知識をもとに、良心と尊厳をもって歯科医学の務めを果たします。
3. 私は、知り得た患者の個人情報を漏洩しないことを誓います。
4. 私は、医療従事者の一員であることを自覚し、人々に常に思いやりをもって対処することを誓います。
5. 私は、医療従事者の一員として言動・身なりに注意するとともに組織の規律を遵守することを誓います。
6. 私は、私を指導してくださる人々に尊敬と感謝の念を捧げます。

平成____年____月____日

署名 _____

SD 章とは

「SD 章」とは、**Student Doctor** 章のことです。臨床実習を行う学生はSD と称し、登院許可を証明する「SD 章」（徽章）を付けます。「SD 章」は写真入りのネームプレートで、教職員のネームプレートとほぼ同じものです。

「SD 章」の目的は、上記の誓詞に記載された歯科医師になることの決意と医療人として守るべきこと、そして果たすべき責任をしっかりと自覚して、臨床実習に望むことが期待されています。歯科医師としてのあり方（**Professionalism**）をよく考えて下さい。

病院長

(課題別) 臨床実習に際して

1. 院内における心得

- 1) 臨床実習は、これまで学んだ基礎知識をもとに歯科医療の実技とその修練を行うものである。特に患者を対象とするため院内においてはこの心得を守り行動しなければならない。
- 2) 学生（以下院内生という）は臨床実習に際し教員の指示に従い、受けた指示を十分理解して行動すること。
- 3) 院内生は指導担当医の指示なく診療行為を行ってはならない。
- 4) 院内の清潔維持に常に心がけること。
- 5) 臨床実習においては各自衛生を重んじ、頭髮、口腔等身体の清潔に留意すること。
- 6) 患者様に対しては親切丁寧に接すること。
怠慢や不親切のために患者様に迷惑をかけてはならない。
- 7) 臨床実習において機械器具等は丁寧に取扱い、保存、管理に十分注意すること。
- 8) 携帯電話・携帯端末等は院内に持ち込まない。
- 9) 診療衣のまま学外に出てはいけない。
- 10) マニキュア、指輪、ピアス、イヤリング、腕時計は禁止。
- 11) 茶髪は認めない。また、髪は束ねて帽子の中に入れて、垂れないようにする。

2. 院内における諸注意事項

1) 服 装

- ① 院内生の服装は規定の白衣及び診療帽、マスクを着用し、また上靴を履くこと。
- ② 診療衣は常に清潔なものを着用すること。
- ③ 臨床実習時間中の私服は禁止。
- ④ 女子はスカート・キュロットまたはスラックスを着用のこと。

2) 掲 示

掲示は、各学年の教室および院内生技工室入口の院内生用掲示板に掲示するので見落としのないよう注意すること。

3) 出欠席について

- ① 院内生は講義および担当患者の有無を問わず臨床実習期間中は毎日出席すること。
- ② 臨床実習期間中は無断で外出してはならない。
- ③ やむを得ない事故、または病気等により欠席するものは、臨床実習開始までに治療計画室（047-360-9582）へ電話その他で通知すること。欠席届は、前項の通知にかかわらず、欠席日より3日以内に副病院長（院内学務）に提出すること。傷病による欠席が連続1週間以上の場合には、医師の診断書を添付して提出すること。
- ④ 遅刻はこれを認めない。
- ⑤ やむを得ず遅刻したとき、あるいは早退するときは、所定の手続きをとらなければならない。

4) 患者個人情報の取り扱いについて

- ① SD ファイル等の患者医療情報が記載されている書類（以下、患者個人情報という）の管理は紛失、破損などが起きないように十分に気を付けること。
- ② 患者個人情報を持ち出す範囲は、診療室、情報管理室（旧棟 1F）、院内生控室とする。

- ③ 患者個人情報が必要でない時は、必ず情報管理室に保管すること。
 - ④ 患者個人情報等の紛失に気付いた時は、直ちに院内教育委員会に届けること。
 - ⑤ SD ファイル以外に、患者個人・医療情報（カルテ ID、氏名、住所、電話番号等）の記載はしないこと。
 - ⑥ これらの書類の管理不備等によって、書類の紛失や医療情報の院外への漏出等の事故が明らかになった場合、部科長会に報告される。
- 5) 電話の使用について
臨床実習において学外に電話する場合は、院内生控室（内線 489, 490）, 病院業務に支障をきたさないように受付を使用すること。
- 6) 院内の呼び出しについて
院内生同志の呼び出しは禁止。
- 7) 受付時間
- | | | |
|-----|-----|--------------------|
| 平 日 | 初 診 | 午前 9 時～午前 11 時 |
| | 再 来 | 午前 9 時～午後 3 時 30 分 |
| 土 曜 | 初 診 | 午前 9 時～午前 10 時 |
| | 再 来 | 午前 9 時～正午 |
- 夏期診療期間及び大学行事の場合の受付時間は別に定める。
- 8) 喫煙について
所定の場所以外では禁煙とする。
- 9) エレベーターについて
院内生のエレベーター使用を禁ずる。

3. 院内生控室

- 1) 院内生は下記の時間に院内生控室を使用することができる。
- | | |
|-----|--------------------|
| 平 日 | 午前 8 時～午後 7 時 30 分 |
| 土曜日 | 午前 8 時～午後 3 時 |
- 2) 禁 煙
- 3) 共同使用の場所であり各自机の上に衣類やバック、また使用済の紙コップ等を置かないようお互いに整理整頓を心掛けること。

4. 院内技工室

- 1) 院内生は下記の時間に院内生技工室を使用することができる。
- | | |
|-----|---------------|
| 平 日 | 午前 8 時～午後 7 時 |
| 土曜日 | 午前 8 時～午後 2 時 |
- 2) 院内技工室は臨床研修医と共同使用するので、各自常に整理整頓をし、清潔に保つよう心掛けること。院内生が使用できる机は No. 35 から No. 63 とする。
- 3) 技工室当番の担当者は、常に材料の不足分を補充すること。補充材料は材料室に申し出ること。
- 4) 技工机の引出しは個人的に利用できない。
- 5) 班貸出し材料一式の責任者は班長又は副班長とし、補綴科配属の期間中責任をもって管理し、クール終了時に次のクールの補綴科配属に引き継ぐ。材料の不足については材料室に申し出ること。

臨床実習の実施方法

I. 4月 ポリクリ

II. 5月～

1. 実習のシステム

- 1) 12 班のグループ制にて行う。
- 2) 通年を 10 期に分割する。
- 3) 各グループは、期間単位で配属表に従いローテイトする。

2. 各診療科の臨床実習

- 1) 通年を通して、補綴科、保存科、歯周科、口腔外科の各班毎の配属にて臨床実習を行う。
- 2) 初診科、臨床検査科、放射線科、再生歯科、麻酔・全身管理科、特殊歯科および技工室は、個別の配属にて行う。
- 3) 小児歯科は、個別の配属およびアポイントにて行う。
- 4) 口腔インプラント科、顎関節・咬合科（痛み外来）およびスポーツ健康歯科は、補綴配属期間中のアポイントにて行う。
- 5) SD 診療患者さんの診療は、担当医員とのアポイントにて行い、配属とは無関係に行う。

3. SD ファイル

SD 診療における見学・介補、実技等の実習内容の記録として、各診療部の指示により使用する。

SD ファイルに患者さんの氏名、住所、電話番号等は記載してはならない。

4. アポイント帳

診療のアポイントに際して予約検印を受け、診療時あるいは診療後に指導医員に終了検印を受ける。予約・終了検印の両者をもって評価対象となる。見学・介補の際も同様に指導医員欄に検印を受ける。なお配属表に配属先の科が記されている場合は、アポイント帳の検印は必要としない。

5. 新患担当

1 名の患者さんを SD 診療患者さんとして担当する。診療等の記録は SD ファイルに記載し、各担当医員の検印を受ける。担当は、初診科の配属時に行い、担当 2 週間後にカンファランスを行う。なお、診療が中止等になった場合は追加で担当する。

6. SD 診療患者さん

新患担当患者さんおよび引継 SD 診療患者さんとあわせて約 5 名の患者さんを SD 診療患者さんとして常に担当する。実習期間中に終了、中止等の場合は治療計画書の変更手続き等を治療計画室に必ず届け出ること。キャンセル、中止の経緯もわかるように SD ファイルに記載すること。なお、SD 診療患者さんの診療記録は、CC ファイルおよび SD ファイルに記載し、患者さんの情報が記載されているため、臨床実習ファイルとは別に管理し、十分注意すること。

7. 出欠席について

午前 月～土 8:35 401 教室

午後 月～金 17:00 土 13:00 病院清掃配属先

朝出欠席調査時は院内白衣に着替えておくこと（着替えていない場合欠席とみなす）。

注）臨床実習の実施方法についての詳細は日程表を参照のこと。

平成 27 年度臨床実習の成績評価方法

1 評 価

- 1) 臨床実習の評価項目は、各診療科におけるポートフォリオ、ローテーションポリクリ、配属先各診療科における臨床実習、SD 診療および臨床能力到達試験（OSCAT）とする。
- 2) 臨床実習の評価項目と重み付けを下記に定め総合評価をもって行う。

2 評価項目

1) 臨床実習

- ① ポートフォリオ（10%）
- ② ローテーションポリクリ（5%）
- ③ 配属先各診療科における臨床実習（45%）
- ④ SD 診療（20%）
- ⑤ 臨床能力到達試験
(Objective Structured Clinical Achievement Test : OSCAT)（20%）

2) 配属先各診療科における臨床実習の評価

- ① 初診科
- ② 臨床検査科
- ③ 放射線科
- ④ 保存科（再生歯科を含む）
- ⑤ 歯周科
- ⑥ 補綴科（顎関節・咬合診療科、スポーツ健康歯科を含む）
- ⑦ 口腔外科（口腔インプラント科を含む）
- ⑧ 矯正歯科
- ⑨ 小児歯科
- ⑩ 麻酔・全身管理科
- ⑪ 特殊歯科

3 評価基準

- 1) 評価方法はいずれも 100 点法で行う。
- 2) 2-1)の評価項目中、1 項目において 60 点未満の評価があった場合、臨床実習の評価は 0-59 点とする。
- 3) 2-2)の評価項目中、1 診療科において 60 点未満の評価があった場合、臨床実習の評価は 0-59 点とする。

4 付記

アポイント帳による配当（担当）患者のアポイント等による評価を加算する場合がある。

5 出欠席

- 1) 臨床実習期間中（診療日全日、但し冬季休業中は除く）は、原則として欠席は認めない。欠席時間を次の通り置き換える。欠席日数 1 日を 1 ポイントとする。遅刻 1 回を 0.5 ポイントとする。早退 1 回を 0.5 ポイントとする。

ただし傷病に応じて対応するので、診断書を添付して届出を行うこと。

公用欠席は欠席時間に入れない。

- 2) 1 か月に 3 ポイント以上の欠席は、部長・科長会に報告される。
- 3) 臨床実習期間中, 19 ポイント以上の欠席者は臨床実習の評価の最高点を 60 点とし、
歯科医学総合講義 5 の再試験の受験資格は与えない。
- 4) 欠席，遅刻，早退届けは早急に治療計画室に提出しなければならない。なお，連続
して 3 日以上欠席する場合は，あらかじめ（約 1 か月前）書面で必要事項を記入し欠
席期間を報告しなければならない。

臨床実習（患者ペア実習）について

1. 一般目標（GIO）

これまで学んできた基礎歯科医学・臨床歯科医学の実際を臨床実習に応用でき、かつ医療人としての倫理観の自覚をもてるようになるために、基本的な知識・技能・態度を習得する。

2. 行動目標（SBOs）

- ① 臨床実習の具体的目標」を達成する。
- ② 院内施設、機材等に関する取り決めに理解し実施できる。
- ③ 引き継ぎ患者の背景を含めた診断情報を理解する。
- ④ 引き継ぎ患者と良好な医療関係を構築する。
- ⑤ コデンタルと良好な医療スタッフ関係を構築する。
- ⑥ ポートフォリオを作成する。
- ⑦ 自らの行動を院内生（医療関係学生）として律することができる。

3. 実習方法・内容

① 実習時間

臨床実習（ポリクリ）日程表を参照

- ② 6年次生とペア実習を行う。
- ③ 6年次生と担当患者の治療計画の立案に参加する。
- ④ 6年次生の担当患者に対して必要に応じ見学・介補等を行う。
- ⑤ 実習内容についてはすべて担当指導医の指示に従うこと。
- ⑥ 出欠席調査

朝出欠席調査は8:40に401教室で行う（座席表に従い着席）。

午後の出欠席調査は配属先で行う。

臨床実習（ポリクリ）について

一般目標（GIO）

診療参加型実習を松戸歯学部附属病院で行うために必要な基本知識・技能および態度を習得する。

行動目標（SBO s）

各診療科の SBOs

実施期間：平成 27 年 4 月 2 日（木）～4 月 30 日（木）（別表参照）

実施時間：13:00～16:20

実施診療科および日数：

初診科，放射線科，保存科(修復)，保存科(歯内)，歯周科，補綴科，

口腔外科，麻酔・全身管理科，小児歯科，特殊歯科

計 10 科全て 1 日ずつ

評価：ポートフォリオ（全診療科），各診療科が指定する評価およびポリクリまとめ試験

平成27年度 登院式・戴衣式 5年次ガイダンス
修学及び学生生活上の諸注意（教育主任・クラス担任）

日 時 平成27年4月1日（水） 午前9時30分
場 所 401教室 （留年生 402教室）

登院式・戴衣式

日 時 平成27年4月1日（水） 午前11時30分
場 所 101教室

ポリクリガイダンス

日 時 平成27年4月1日（水） 午後12時50～
場 所 401教室

担 当	時 間	担 当 者
院内における諸注意事項	1 2 : 5 0 ～ 1 3 : 0 0	院内教育委員会委員長
ペアポリ	1 3 : 0 0 ～ 1 3 : 1 5	院 内 教 育 委 員 会
初診科	1 3 : 1 5 ～ 1 3 : 2 5	内 田 貴 之
放射線科	1 3 : 2 5 ～ 1 3 : 3 5	小 椋 一 朗
保存科	1 3 : 3 5 ～ 1 3 : 4 5	森 俊 幸
		川 島 正
休 憩		
歯周科	1 4 : 0 0 ～ 1 4 : 1 0	中 山 洋 平
補綴科	1 4 : 1 0 ～ 1 4 : 2 0	石 井 智 浩
口腔外科	1 4 : 2 0 ～ 1 4 : 3 0	山 口 桜 子
麻酔・全身管理科	1 4 : 3 0 ～ 1 4 : 4 0	鈴 木 正 敏
休 憩		
小児歯科	1 5 : 0 0 ～ 1 5 : 1 0	清 水 邦 彦
特殊歯科	1 5 : 1 0 ～ 1 5 : 2 0	三田村 佐智代
ポートフォリオ	1 5 : 2 0 ～ 1 5 : 3 0	深津 晶・岡本康裕
医療安全・個人情報保護	1 5 : 3 0 ～ 1 5 : 4 0	齊藤孝親・山口 秀紀
臨床実習の規則	1 5 : 4 0 ～ 1 6 : 0 0	院内教育委員会委員長

平成27年度 臨床実習(ポリクリ) 日程表

[illegible]

臨床実習（ポリクリ）まとめ試験実施要項

一般目標(GIO)

診療参加型臨床実習を安全で円滑に行い、学習効果を高めるために必要な基本的な知識、技能および態度を習得する。

I 試験場所および日時

場所：401教室

日時：平成27年4月23日（木）

試験1：13時30分～14時20分

試験2：14時30分～15時20分

出題形式：論述式。

出題依頼診療科：ポリクリ担当診療科各1問、合計10問。

II 試験範囲および評価

試験範囲：ポリクリで行った内容で臨床実習にあたり最低限必要な内容。

評価：ポリクリ評価の40%とする。

III 追・再試験

場所：401教室

日時：平成27年4月30日（木） 13時30分～

ただし、成績不良者は、追加課題を課すとともに臨床実習開始が遅れることもある。

ポリクリ シラバス

平成27年度 臨床実習 ポリクリ(4月)

診療科名：初診科
担当教員名：伊藤孝訓，多田充裕，内田貴之，青木伸一郎，遠藤弘康，岡本康裕 梶本真澄，黒澤仁美，李 潤喜，須永 肇
実施場所 臨床実習室
① ユニット課題 模擬予診
② 到達目標 (GIO) GIO：臨床実習において予診を適切に行うことができるようになるために，相互実習を通して予診時の医療面接による情報収集および口腔内診査に対する知識，技能，態度を習得する。
③ 行動目標 (SB0s) SB0s：① 患者の主訴を把握できる。 ② 患者の歯科のおよび医科的既往歴を聴取できる。 ③ 患者の生活像を聴取できる。 ④ 基本的な口腔内診査を行うことができる。 ⑤ 聴取内容，診査内容を正しくカルテに記載できる。 ⑥ 診査の結果を説明できる。
④ 学習方法 (LS) 学生同士の相互実習によるロールプレイおよび口腔内診査
⑤ 評価方法 (EV) ・ロールプレイによる医療面接内容 ・口腔内診査実技試験
⑥ 備 考 (その他留意事項等) 持ち物 ・赤青鉛筆 ・定規 ・筆記用具 実習参加の際に余分な荷物は持参しない。 実習には病院実習と同様に，必ず清潔な身なり，服装で臨むこと。

平成27年度 臨床実習 ポリクリ(4月)

診療科名：放射線科
担当教員名：金田 隆，池島 厚，小椋一朗，徳永悟士，原 慶宜
実施場所：放射線科診療室
① ユニット課題 1) 口内法エックス線検査を行う。 2) パノラマエックス線検査を行う。 3) デジタルエックス線画像システムを操作する。
② 到達目標 (GIO) 歯科医師として顎顔面領域のエックス線撮影および画像診断ができるようになるために、エックス線検査、エックス線撮影装置の取り扱いおよび放射線防護を修得する。
③ 行動目標 (SBOs) 1) 口内法エックス線検査の術式および撮影装置の使用方を説明できる。 2) パノラマエックス線検査の術式および撮影装置の使用方を説明できる。 3) デジタルエックス線画像システムの操作ができる。
④ 学習方法 (LS) 1) 口内法エックス線検査 (二等分法) (1) 撮影装置，術式の説明 (2) 撮 影：撮影部位は指導教員が指示する。 (3) 口内法エックス線撮影の評価 2) パノラマエックス線検査 (1) 撮影装置，術式の説明 3) デジタルエックス線画像システムの操作 (1) HIS, RIS, PACS, DICOM の説明 (2) 画像処理：画像システムで画像処理を行う。症例は指導教員が指示する。 (3) RISを用いた読影：症例は指導教員が指示する。 (4) デジタルエックス線画像システムの操作の評価
⑤ 評価方法 (EV)：実技(70%)，筆記試験(20%)および実習態度(10%)によって評価点とする。
⑥ 備 考 (その他留意事項等) 1) 参考図書 (1) 歯科放射線学実習書 (日本大学松戸歯学部放射線学講座編) (2) Q&Aで学ぶ歯科放射線学：SBOs講義 (学建書院) (3) 歯科放射線診断 teaching file 第2版 (砂書房) (4) 画像でみる歯科放射線(CDR) (わかば出版) 2) 実習上の諸注意 (1) 撮影実習は基本的に二人一組で行う。 (2) 診療室では通常の診療が行われているため，私語は慎むこと。 (3) 機器の取扱いには十分注意すること。

平成27年度 臨床実習 ポリクリ(4月)

診療科名：保存科(修復)
担当教員名：平山 聡司、鈴木 英明、神谷 直孝、岡田 珠美、中島 光、森 俊幸、 岩井 啓寿、田久保 智子、大塚 一聖、桑原 靖
実施場所 臨床実習室3
① ユニット課題 寒天・アルジネート連合印象による印象採得（模型実習・相互実習）、軟化パラフィンワックス法による咬合採得（相互実習）、および保存修復処置の介助に際して準備すべき器材と処置の手順に関する知識を問う筆記試験
② 到達目標（GIO） 保存修復処置の診療介助と自験が適切にできるようになるために、模型実習、相互実習、および筆記試験を通じて保存修復処置に関する基本的な知識、技能および臨床実習に臨む態度を修得する。
③ 行動目標（SB0s） (1)治療部位に応じて適切な診療姿勢が取れる。 (2)寒天印象材とアルジネート印象材の組成について説明できる。 (3)寒天・アルジネート連合印象の特徴について説明できる。 (4)寒天・アルジネート連合印象に使用するに器具について説明できる。 (5)寒天・アルジネート連合印象の術式について説明できる。 (6)指定された部位の寒天・アルジネート連合印象が採得できる。 (7)指定された部位のパラフィンワックスによる咬合採得が行える。 (8)安全・清潔で患者の痛みや不快感に配慮した操作ができる。 (9)保存修復処置の手順と必要な器材について説明できる。
④ 学習方法（LS） (1)寒天・アルジネート連合印象採得の模型実習 (2)寒天・アルジネート連合印象採得の相互実習 (3)軟化パラフィンワックス法による咬合採得（相互実習） (4)筆記試験
⑤ 評価方法（EV） 実技評価(80%)、筆記試験評価(20%)を持って総合的に評価する。
⑥ 備 考（その他留意事項等） 受講に当たっては、3年次の講義および基礎実習で学修した知識が不可欠である。したがって、教科書や実習書で十分に予習をしてから望むこと。 ※持参するもの ①ラバーボール、②アルギン酸スパチュラ、③寒天用シリンジ、④清潔なタオル（各自使用） ⑤筆記用具

平成27年度 臨床実習1 ポリクリ(4月)

診療科名：歯内療法学

担当教員名：松島 潔，辻本恭久，川島 正，岡部 達，神尾直人，馬場俊晃
染谷ひとみ、齋藤梨紗

実施場所：臨床実習室

① ユニット課題
根管治療の前準備のためのラバーダム防湿の実施

② 到達目標 (GIO)
歯内療法の基本的な技能を実施するために、ラバーダム防湿法の基本的な技能を修得する。

③ 行動目標 (SB0s)
(1) ラバーダム防湿法について患者に説明できる。
(2) ラバーダム防湿法の術式を理解し、安全に実施できる。

④ 学習方法 (LS)
(1) 患者と術者に分かれる。(2) ラバーダム防湿を指定された歯に施す。

⑤ 評価方法 (EV)
評価シートにて評価する。

⑥ 備 考 (その他留意事項等) 歯内療法では初めての相互実習となるが、患者の気持ちになって、お互い安全で正確な実習となるよう、予習を充分に行うこと。

平成27年度 臨床実習 ポリクリ(4月)

診療科名：歯周科
担当教員名：小方頼昌、吉野祥一、中山洋平、高井英樹、岡野千春、武井美佑紀、豊嶋 泉、廣松勇樹、井上英子、蔦森麻衣、清水智生、相羽悠喜子
実施場所 臨床実習室
① ユニット課題 (1) 歯周精密検査 (2) 口腔清掃指導 (3) スケーリング・ルートプレーニング (4) 歯周外科治療
② 到達目標 (GIO) 相互実習およびシュミレーション実習により、患者実習を行うために必要な歯周治療の実施するための知識、技能、態度を習得し、総合的に歯周治療の基本を理解する。
③ 行動目標 (SBOs) 1) 歯周精密検査が実施できる。2) 歯周精密検査表の記入ができる。3) Plaque Control Record (PCR) を記入できる。4) PCRの結果から適切な口腔清掃指導が実施できる。5) スケーリング・ルートプレーニングが実施できる。6) 歯周外科治療で使用する器具の名称と使用法が説明できる。
④ 学習方法 (LS) 3, 4年次に使用した教科書(臨床歯周病学, 医歯薬出版) および歯周治療学実習書を再読し, 充分予習しておくこと。
⑤ 評価方法 (EV) 実技試験、口頭試問および筆記テストで評価を行う。
⑥ 備 考 (その他留意事項等) 歯周科の臨床実習に先立ち, 以下の器具を滅菌した上で使用するので, 指定日の12時に歯周科診療室に集合する。その際, 必ず以下の器具を持参する。 [滅菌に出す器具] : ミラー, ピンセット, 探針 (有鉤探針, ポケット探針), 鎌型スケーラー (前歯部用 臼歯部用の2本), グレーシーのキュレット型スケーラー (#3/4, #9/10, #11/12, #13/14の4本)

平成27年度 臨床実習 ポリクリ(4月)

診療科名：補綴科
担当教員名：會田雅啓・河相安彦・成田紀之・小林 平・飯島守雄・大村祐史・若見昌信・田中孝明・伊藤誠康・大久保昌和・木本 統・中田浩史・石井智浩・後藤治彦・神谷和伸・矢崎貴啓・井上正安・小出恭代・佐藤貴信・末光弘宣・長谷川淑子・古賀麻奈花・貞森丈平・石渡幸志・木村 純・柴 隆三・福井俊介・青木直子・内堀聡史・加藤由佳子・上里ちひろ・三浦千晶（順不同）
実施場所：臨床実習室・学生技工室
① ユニット課題：診療ユニットの操作・治療介助・タービンハンドピース操作・口腔内診査・概形印象採得・フェイスボウトランスファー・咬合採得・研究用模型製作・咬合器付着
② 到達目標（GIO）：補綴診療の見学・介助・実施を適切に行うために、必要な基本的な知識、技能および態度を修得する
③ 行動目標（SBOs）： 1. 診療ユニットを安全に操作することができる 2. 診療介助時にバキュームを用いた効率的な吸水をすることができる 3. 診療介助時にバキュームにより治療の安全を高めることができる 4. 患者の苦痛に配慮した診療介補・補綴治療を行うことができる 5. 術者が効率的に診療できるように配慮した診療介助を行うことができる 6. タービンヘッドを口腔内で適切に操作することができる 7. 適切な既製トレーを用いて概形印象を採得することができる 8. 研究用模型を製作することができる 9. フェイスボウトランスファーを行うことができる 10. 咬頭嵌合位の咬合採得を行うことができる 11. 補綴診査時に必要なランドマークを列挙することができる 12. 口腔内診査を適切に行うことができる 13. 模型の咬合器付着ができる
④ 学習方法（LS）：相互実習・実習
⑤ 評価方法（EV）：小テスト・口頭試問・観察記録・レポート
⑥ 備 考（その他留意事項等） 研究用模型の製作はポリクリ終了後の各自の空き時間に行い、完成した模型は担当の先生に評価を受ける 完成した研究用模型を上顎はフェイスボウを用いて、下顎は咬頭嵌合位のバイトを用いて咬合器に付着し、評価を受ける 付着した模型は臨床実習期間中に行う相互実習において使用するので各自適切な状態で保管すること

平成27年度 臨床実習 ポリクリ(4月)

診療科名：口腔外科
担当教員名： 顎顔面外科—近藤壽郎、池谷美和、伊藤 耕、青木晃宣、高橋康輔、岩井 聡、河島睦、 枝 卓志、友木里沙、荒川勇斗 口腔外科—小宮正道、西村 均、田中茂男、濱野美緒、山口桜子、羽田紗綾、堀内真千 実施場所：口腔外科外来、臨床実習室
① ユニット課題 1) 口腔外科診療を理解 2) 清潔域と不潔域の区別を理解 3) 手指の消毒法の習得 4) 滅菌手袋の装着 5) 伝達麻酔・浸潤麻酔の相互実習
② 到達目標 (GIO) 口腔外科の処置を行うために必要な基本的知識，技能，態度を習得する。
③ 行動目標 (SBOs) 1) 口腔外科外来診療室の書類・薬剤・器具の配置と外来診療の流れを理解する。 2) 口腔外科外来診療室で使用する器材の保管場所を確認し，その使用法が説明できる。 3) 適切な手指の消毒と滅菌手袋の装着が実施できる。 4) 適切な口腔内消毒が実施できる。 5) 各種麻酔法を理解し，浸潤麻酔と伝達麻酔を実施する。
④ 学習方法 (LS) 1) 口腔外科外来する患者の診療の流れを見学する。 2) 指導医のもと手指の消毒，滅菌手袋の装着および口腔内消毒を行う。 3) 指導医のもと歯科用局所麻酔注射器，局所麻酔薬（オーラ注カートリッジ），注射針を使用し，浸潤麻酔および伝達麻酔を相互実習する。
⑤ 評価方法 (EV) 口頭試問，実習態度を総合的に判断して最終評価とする。
⑥ 備 考（その他留意事項等）

平成27年度 臨床実習 ポリクリ(4月)

診療科名：小児歯科

担当教員名：清水邦彦、清水武彦、荒井清司、岡本 京、伊藤奈々、
折野大輔、平井則光、青木 望、砂田怜子、伊藤龍朗、遠藤智佳

実施場所：401教室、臨床実習室および小児歯科診療室

① ユニット課題

1. フッ化物塗布を行う。
2. 断髄の介補を行う。

② 到達目標 (GIO)

小児の歯科治療および口腔疾患の予防を行うために基礎的な知識、技能、態度を身につける。

③ 行動目標 (SBOs)

- 1 フッ化物塗布ができる。
- 2 断髄法の介補を行うことができる。

④ 学習方法 (LS)

相互実習または顎歯模型を用いた実習を行う。

⑤ 評価方法 (EV)

小試験と別紙の評価表に記載した事項に従い評価を行う。
(小試験40%、フッ化物塗布30%、断髄介補30%)。

⑥ 備 考 (その他留意事項等)

401教室に集合し小テスト実施後、臨床実習室へ移動する。
ノート、筆記用具を持参すること
実習場所が狭いため、教科書など参考図書の持ち込みはせず、事前に必要事項は覚えてくること。

平成27年度 臨床実習 ポリクリ(4月)

診療科名：麻酔・全身管理科
担当教員名： 渋谷 鉦、山口秀紀、石橋 肇、卯田昭夫、下坂典立、鈴木正敏、岡部靖子、仲村早織、 中村真実、荒巻さやか、佐藤俊秀、草間弘朝
実施場所：会議室 4－A
① ユニット課題：注射法
② 到達目標 (GIO) 歯科治療時の緊急時に迅速な対応ができるように、注射法を習得する。
③ 行動目標 (SB0s)： 1. 注射法の種類を列記し、それぞれについて説明できる。 2. 注射法に使用する器具・器材について説明できる。 3. 注射法に使用する器具・器材を取り扱うことができる。 4. 血糖値の基準値について説明することができる。 5. 血糖値測定に使用する器具・機材について説明することができる。 6. 血糖値測定に使用する器具・機材を取扱うことができる。
④ 学習方法 (LS) (1) 薬液アンプルの取り扱い方 (2) 注射器・注射針の構造と各部名称および取り扱い方 (3) 薬液アンプルから注射器への吸引法の実施 (4) 注射法（筋肉注射、静脈注射）の実施 (5) 静脈路確保および点滴法のデモ見学 (6) 血糖値測定の実施 以上を実習する。
⑤ 評価方法 (EV) 実習中の態度および習熟度を評価表を用いて評価する。 また、実技および筆記テストを実施する。
⑥ 備 考 (その他留意事項等) 筋肉注射は相互実習とする。静脈注射は基本相互実習であるが希望者は上肢模型を用いる。筋肉注射は三角筋に施行する為に白衣を脱ぐので、白衣の下に肩を露出できるように Tシャツを着用すること。

平成27年度 臨床実習 ポリクリ(4月)

診療科名：特殊歯科
担当教員名：野本たかと、伊藤政之、梅澤幸司、三田村佐智代、田中陽子、遠藤眞美、水野貴誠、伊藤梓、猪俣英理、矢口学、地主知世、西山めい
実施場所：特殊歯科診療室、会議室3-A
① 課題 ビデオから特殊歯科における診療の流れ、臨床で重要となる障害について理解を深めた上で、特殊歯科診療室の見学を行い、障害に対する配慮、工夫、接応について確認する。さらに、これらの情報を整理するためにグループ討議を実施する。
② 到達目標 (GIO) 障害者・児の歯科治療に必要な基本的事項を理解する。
③ 行動目標 (SB0s) 1) 各障害の全身像・口腔内の特徴を説明できる。 2) 特殊歯科の診療の流れを説明できる。 3) 口腔内チャートの記載法を理解する。 4) 行動調整法を説明できる。 5) グループ討議が実践できる。
④ 学習方法 (LS) 13:00-13:05 プレテスト 13:05-13:10 オリエンテーション 13:10-13:50 ビデオ供覧 13:50-14:10 診療室の見学 14:10-14:20 休憩 14:20-14:30 口腔内チャートの記載法の説明 14:30-16:00 テーマ抽出・グループ討議 16:00-16:20 課題レポートの説明・評価・総括
⑤ 評価方法 (EV) 出席を原則とし、実習時の態度及び行動目標の達成度、実習後の課題レポートを総合的に判断し評価する。

⑥ 備 考（その他留意事項等）

1. 実習時の注意

- 1) ビデオ供覧では私語を慎む。
- 2) グループ討議では積極的に発言する。

2. 実習時の服装・身だしなみ

- 1) 院内実習で定められた服装・身だしなみに準ずる。
マニキュア、指輪、ピアス、イヤリング、腕時計、加えて香水を禁止する。
- 2) マスク、帽子は原則として使用しない。長髪は髪を束ねること。

3. 実習前に臨床実習シラバスと特殊歯科マニュアル（別途配布）を十分に理解しておく。

★ 課題レポート

実習後に以下の課題を課す。原則としてポリクリ実施2週間後の正午に特殊歯科内の提出棚に班長がまとめて提出する。なお、記載にパソコンの使用は認めない。

- 1) 障害者基本法の概要について調べよ。
- 2) 障害者総合支援法について調べよ。
- 3) ICF（国際生活機能分類）について調べよ。
- 4) 脳性麻痺・筋ジストロフィー・知的障害・自閉症スペクトラム障害
ダウン症・感覚器障害（視覚・聴覚障害）・循環器障害（心疾患・高血圧）
脳血管疾患・てんかん・精神障害（認知症・うつ病・統合失調症・心身症）
について定義、特徴、口腔内の特徴、歯科治療時の注意点についてまとめること。
- 5) Four Handed Dentistryについて調べよ。

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

平成 20 年 4 月 1 日

日本大学松戸歯学部附属病院

病院長 和田 守康

日本大学松戸歯学部附属歯科病院（以下、当院という。）は、患者様の個人情報を適切に管理することを社会的責務と考え、個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、教職員、学生及び関係者（以下、教職員等という。）に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

1 個人情報の収集・利用・提供

医療機関としての診療の内容と規模ならびに教育研究機関としての特性を考慮して、個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する規則を定め、これを遵守します。

2 個人情報の安全対策と教育

当院は、個人情報保護の重要性について、教職員等に対する教育啓発活動を実施するほか、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどに関する予防措置を講ずることにより、個人情報の安全性・正確性の確保を図り、万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

3 個人情報の保護に関する法令・規範の遵守

個人情報に関する日本国の法令・ガイドライン及びその他の規範を遵守します。

4 継続的改善

当院は、以上の活動を実施するに当たり、個人情報保護を適切に維持するための規則を策定・運用し、運用状況について定期的に確認し、これを継続的に見直し、必要に応じて改善して行きます。

当院における個人情報の管理者及びお問合せ先
個人情報保護管理責任者 病院長 和田 守康
個人情報に関する問合せ先 患者様相談窓口
電話：047-360-9511

患者様の個人情報について

平成 20 年 4 月 1 日
日本大学松戸歯学部附属病院
病院長 和田 守康

日本大学松戸歯学部の附属機関であります当病院では、取得した患者様の重要な個人情報を含む医療に関する記録を、医療機関としてだけでなく教育研究機関として、下記のとおり所定の目的に利用させていただきたいと思っておりますので、患者様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 患者様の個人情報は、各種法令に基づいた院内規程を守ったうえで下記の目的に利用されます。

① 当病院での利用

- (1) 患者様がお受けになる医療サービス
- (2) 医療保険事務
- (3) 患者様に係る管理運営業務(入退院等の病棟管理, 会計・経理, 医療事故に関する報告, 医療サービスの向上)
- (4) 医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

② 当病院および日本大学松戸歯学部での利用

- (1) 歯学系教育
- (2) 症例に基づく研究(研究活動については関連する法令や倫理指針等を遵守いたします。)
- (3) 外部監査機関への情報提供

なお、これらの利用に当たりましては、可能な限り匿名化するよう努力いたします。

③ 他の事業者等への情報提供

- (1) 他の病院, 診療所, 助産所, 薬局, 訪問看護ステーション, 介護サービス事業者等との医療サービス等に関する連携
- (2) 他の医療機関等からの医療サービス等に関する照会への回答
- (3) 患者様の診療等にあたり外部の医師等の意見・助言を求める場合
- (4) 歯科技工や検体検査業務の委託その他の業務委託
- (5) 患者様のご家族への病状説明
- (6) 医療保険事務(保険事務の委託, 審査支払機関へのレセプトの提出)
- (7) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- (8) 関係法令等に基づく行政機関及び司法機関等への提出等
- (9) 関係法令に基づいて事業者等からの委託を受けて健康診断を行った場合における、事業者等へのその結果通知
- (10) 歯科医師賠償責任保険などに係る医療に関する専門の団体, 保険会社等への相談又は届出等
上記利用目的の中で疑問がある場合は、お申し出ください。

2 上記利用目的以外に患者様の個人情報を利用する場合は、個別に患者様の同意をいただくことといたします。

3 患者様の個人情報については次の権利があります。

- ① 患者様は所定の手続きのうえ、自己の個人情報の開示を請求することができます。
- ② 患者様は開示を受けた自己の個人情報の内容について、所定の手続きのうえ、訂正を請求することができます。
- ③ 患者様は自己の個人情報に不適切な取扱いをされていると思われる場合は、所定の手続きのうえ、自己の個人情報の利用の停止・消去・提供の停止を請求することができます。
- ④ なお、患者様からの上記ご請求については必ずしも応じられない場合がありますので、ご留意願います。

4 当病院での患者様の個人情報の取扱いに関する詳細については、下記にお問い合わせください。

以上
当病院における個人情報の管理者及びお問合せ先
個人情報保護管理責任者 病院長 和田 守康
個人情報に関する問合せ先 患者様相談窓口
電話: 047-360-9511

日本大学松戸歯学部付属病院 個人情報保護内規 概要(抜粋)

【教職員等の責務】

教職員等(教職員・学生及び委託契約等に基づき当院施設内で当院の業務を行う者)は、関連する法令、この内規等の定め並びに保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

【個人情報保護体制】

- | | |
|---------------------|--|
| 1. 統括責任者(個人情報保護管理者) | : 病院長(管理課 511) |
| 2. 各科・各部署等の保護担当者 | : 各科・部署等の責任者 |
| 3. 委員会 | : 付属病院個人情報保護委員会(委員長: 病院長)
副委員長・医療情報管理部長(オペレータ室 632) |

【個人情報の適切な取扱い】

【収集の開始等】: 業務として個人情報の保有を新たに開始しようとするときは、あらかじめ保護担当者を通じて保護管理者に届け出て承認を得なければならない。また、すでに承認を得ている事項を変更しようとするときは、あらかじめ保護担当者を通じて保護管理者に届け出て承認を得なければならない。

【保有個人情報の保有の制限等】: 業務として個人情報を保有するに当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限られ、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

【利用目的の明示】: 本人から直接書面(電磁的記録を含む)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。(*院内掲示板、ホームページで掲示中)

【適正な取得】: 偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

【正確性の確保】: 利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が正確かつ最新の内容に保たれるよう努めなければならない。

【教職員等の義務】: 業務に関して知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

【利用及び提供の制限】: 法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

【アクセス制限等】: アクセス権限を有しない教職員等は、保有個人情報にアクセスしてはならない。また、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

【複製等の制限】: 業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保有個人情報の複製、送信、記憶媒体の外部への送付又は持出し等の行為については、保護管理者の指示に従い行う。

【媒体等の管理】: 保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体等を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは施錠等を行う。

【廃棄等】: 保有個人情報が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

*(紙類はメモ用紙含めシュレッダー処理、フロッピーディスク・CD等は粉碎、USBメモリ等はデータ消去ソフトで消去)

【取り扱い状況の記録】: 保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、保有個人情報の利用及び保管等の取り扱いの状況について記録する。

【安全確保上の問題への対応】: 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合、その事実を知った教職員等は、速やかに保護担当者および保護管理者に報告する。

日本大学松戸歯学部付属病院 病院情報システム運用管理内規 概要(抜粋)

【病院情報システム】

病院情報システムとは、電子カルテシステム及び電子カルテシステムと接続する臨床検査、放射線、医事及び物流等の各部門システムならびに電子カルテシステム及び各部門システムに接続する診療科、センター、各室、事務部門(以下、各部署等という。)の接続機器のことをいう。

【運用の基本原則】

1. 保存義務のある情報の電子媒体による保存については、情報の真正性、見読性、保存性を確保する。
2. 病院情報システムの利用にあたっては、守秘義務を遵守し、当院個人情報保護内規に則り、患者の個人情報保護を保護する。
3. 病院情報システムへのコンピュータ・ウイルスの侵入及び外部からの不正アクセスに対しては、必要な対策を直ちに講じる。
4. ソフトウェアのインストールや機器あるいは記憶媒体の接続等、許可なく病院情報システムの内容や構成を変更してはならない。

【運用管理体制】

- | | |
|-------------------------------|------------------------|
| 1. 病院情報システムの管理責任者(システム管理責任者) | : 病院長(管理課 512) |
| 2. 病院情報システムの運用責任者(運用責任者) | : 医療情報管理部長(オペレータ室 632) |
| 3. 各部門システム及び各部署等の運用責任者(部門責任者) | : 各科・部署等の責任者 |
| 4. 委員会 | : 電子カルテ委員会 |

【利用者】

システム管理責任者(病院長)が利用を許可した者

【利用者の責務】

1. 利用者認証に関しては、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 利用者は、病院情報システムを使用する際に必ずID及びパスワード等(以下、パスワード等という。)により自己の認証を行うこと。
 - (2) 利用者は、パスワード等を他人に教えてはならない。また、他人が容易に知ることができる方法でパスワード等を管理してはならない。
 - (3) 利用者が正当なパスワード等の管理を行わないために生じた事故や障害に対しては、その利用者が責任を負う。
 - (4) 情報入力に際して、確定操作(入力情報が正しい事を確認する操作)を行って入力情報に対する責任を明示すること。
 - (5) 与えられたアクセス権限を越えた操作を行わないこと。
2. 病院情報システムから情報を取り出す場合、患者の個人情報を保護するため、事前にシステム管理責任者の許可を得なければならない。ただし、診療の現場で、診療の必要に応じて、患者あるいは患者本人の承諾を得て患者家族あるいは第三者に提供する情報はこの限りではない。
3. 病院情報システムの動作の異常及び安全性の問題点を発見したときは、直ちに運用責任者に報告しなければならない。
4. 利用者が病院情報システムの利用資格を失った場合及び利用しなくなった場合並びに利用状況に変更があつた場合には、運用責任者及び部門責任者に速やかに報告しなければならない。
5. 利用者は、運用責任者が実施する運用指針及び安全性についての研修を受けなければならない。また、運用責任者からの運用及び安全性に関する通知を理解し、遵守しなければならない。
6. 利用者は、許可なく、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。*(個人情報内規より)
7. 利用者は、端末使用に当たって、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて病院情報システムからログオフを行うことを徹底する等の措置を講ずる。*(個人情報内規より)

平成 26 年 3 月 3 日
松戸院内通達第 16 号

各 位

病院長 和 田 守 康

病院内ならびに診療室内における服装・装備（PPE）等について

平成 19 年度施行の改正医療法において、医療安全対策と院内感染対策に関する事項が法制化され、近年の保健所の医療法第 25 条に基づく保健所の立入検査（いわゆる医療監視）において、医療安全ならびに院内感染に対する各医療機関の取組みに関して、厳しい評価が行なわれてきています。

また、一方で、新型インフルエンザ、インフルエンザ、ノロウイルス等の医療機関内発生事例に対する社会的評価は厳しさを増してきております。

こうした状況に鑑み、以下の基本的な考え方に基づいた医療安全管理委員会における検討を踏まえつつ、より安全な医療環境の確保と、より高度な院内感染対策の推進に向け、医育機関であり地域の中核医療機関である当院における服装・装備（PPE）等を以下の通り決めました。

なお、今後は、以下の事項を当院の「医療安全管理マニュアル」および「院内感染対策マニュアル」に遵守事項として記載いたしますので、教員、職員（臨床研修医を含む）、学部院内生、歯科衛生専門学校生のいずれにおいても、規定を遵守頂くよう御願いたします。

【基本的考え方】

- 医療機関内は様々な物質により汚染され、医療従事者のみならず患者も様々な感染要因に曝されていることを認識する。
- 歯科治療は、基本的に外科処置であるため PPE（Personal Protect Equipment 個人防護用具）を装着し、必要に応じマキシマムプリコーションを徹底する。
- 院内感染対策については、標準予防策の難しさを踏まえつつ、その徹底を目指す。
- 患者のため、自身のため、同僚のため、家族のため、誰かのためという認識を持ち、「院内に持ち込まない」「院外に持ち出さない」を徹底する。

【頭部】患者への毛髪や頭皮の落下防止と飛散物質への曝露対策。

- ・ 頭髪は、男女・診療科を問わず、問診時を含み診療室内では、長い場合はゴム等で束ねまとめる。
- ・ 治療中は、束ねた髪を丸めキャップ内に納める。ゴム等で束ねられない長さの場合は、帽子またはシャワーキャップなどを用いて、極力その内部に納めるようにする。なお、イヤリング・ピアス等は、診療に際しては必ず外すこと。

【顔面】切削物質からの防護と眼球粘膜等からの感染防止

- ・ 治療中は、体液や切削物の飛散から目を防護するため、フェイスガード、アイガード、ガード付拡大鏡などを使用する。

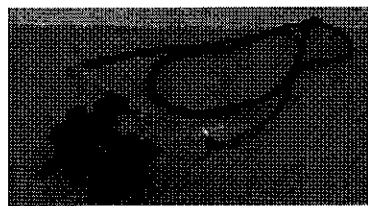
※ 眼鏡は飛散物から完全に目を保護できないことに注意。



フェイスガード



アイガード



ガード付拡大鏡

- ・ 医療従事者と患者との相互の呼吸器感染症（口腔咽頭常在菌を含む）等による感染を防止するために、治療時はマスクを着用する。なお、インフルエンザやノロウイルス等への対応のため、毎年11月から翌年2月末日までの間、病院内では受付担当者も含み医療従事者が感染源とならないよう常時マスクを着用する（同時期は趣旨を説明した患者用ポスターを院内各所に掲示）。なお、マスク装着時は、顎マスクや鼻出しなど医療従事者として不適切な装着は厳に慎むこと。

【手・腕】飛沫や切削などにより浮遊し衣類に付着する菌の存在を意識する。

- ・ 手指衛生を徹底するために手洗い（40～60秒）、擦式による（20～30秒）を正しく行なう。※各手洗い場に掲示のポスターを確認すること。なお、診療に際しては、菌の温床となる腕時計・指輪は必ず外すこと。
- ・ 治療中は手袋を必ず装着（患者毎に必ず交換）する。交換の際の着脱法は汚染部位を避けるよう正しく行なう。
- ・ 病院内のすべての環境表面は汚染されていることを前提とし、環境表面か

ら医療従事者を介した汚染を低減させるため触れる回数は、最低限を心がける。※特にユニットのライト、操作スイッチ、電子カルテキーボード、ブラケットテーブルハンドル、印象コーナー周辺等は、使用後に必ずアルコール清拭を行なうこと。

- ・ 下着・肌着類を白衣袖口から出さないよう、着用する場合は半袖とし、長袖の肌着の着用は禁止する。

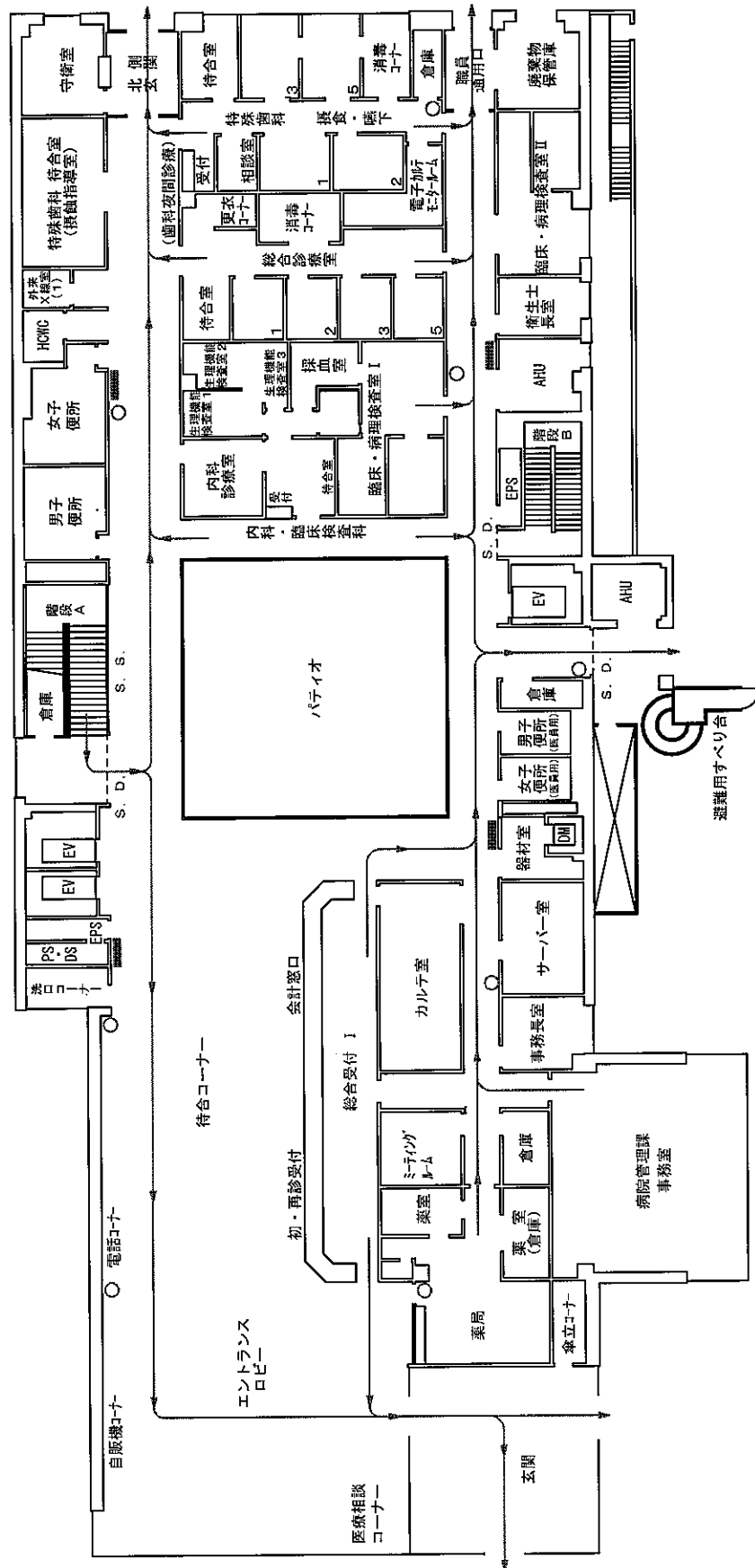
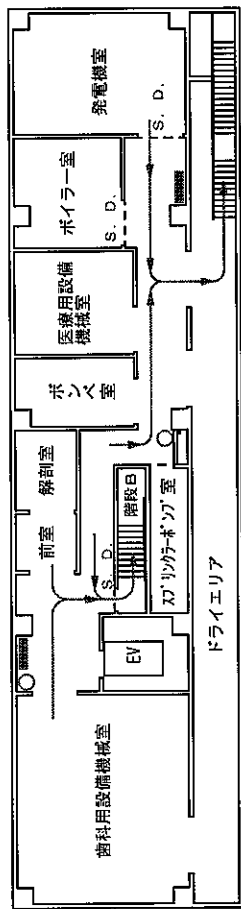
【足】

- ・ 履物は、男女・診療科を問わず、汚染された器具での刺傷事故（感染）防止と、災害時の避難（避難経路上にガラスや金属等の破片が飛散）状況によっては長時間・長距離の移動もあり）を想定し、指、甲、踵を防護できるようシューズタイプとする。サンダルやクロックス（医療用クロックスを含む）は禁止する。

【その他】

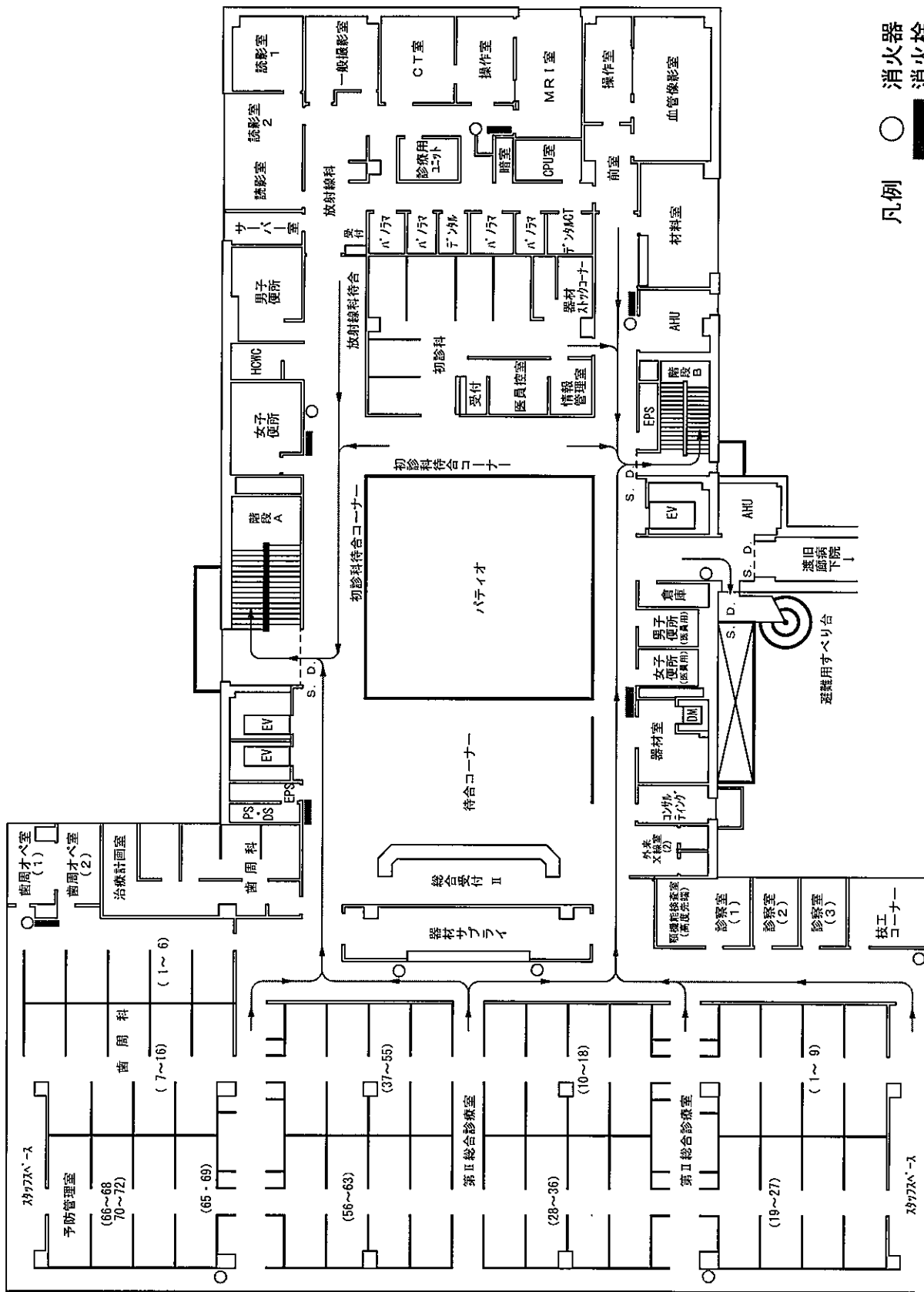
- ・ 診療用白衣は汚染されていることを認識し、また講座教室等へ汚染物質を極力持ち込まないため、病院内において診療用白衣に併せニットやフリース類の着用を禁止する。止むを得ず寒暖調節が必要な場合はロング白衣を着用する。

地下 1 階



- 凡例
- 消火器
 - 消火栓
 - 避難経路
 - S. S. スチールシャッター
 - S. D. スチールドア

新病院棟 1 階 平面図



凡例 ○ 消火器

■ 消火栓

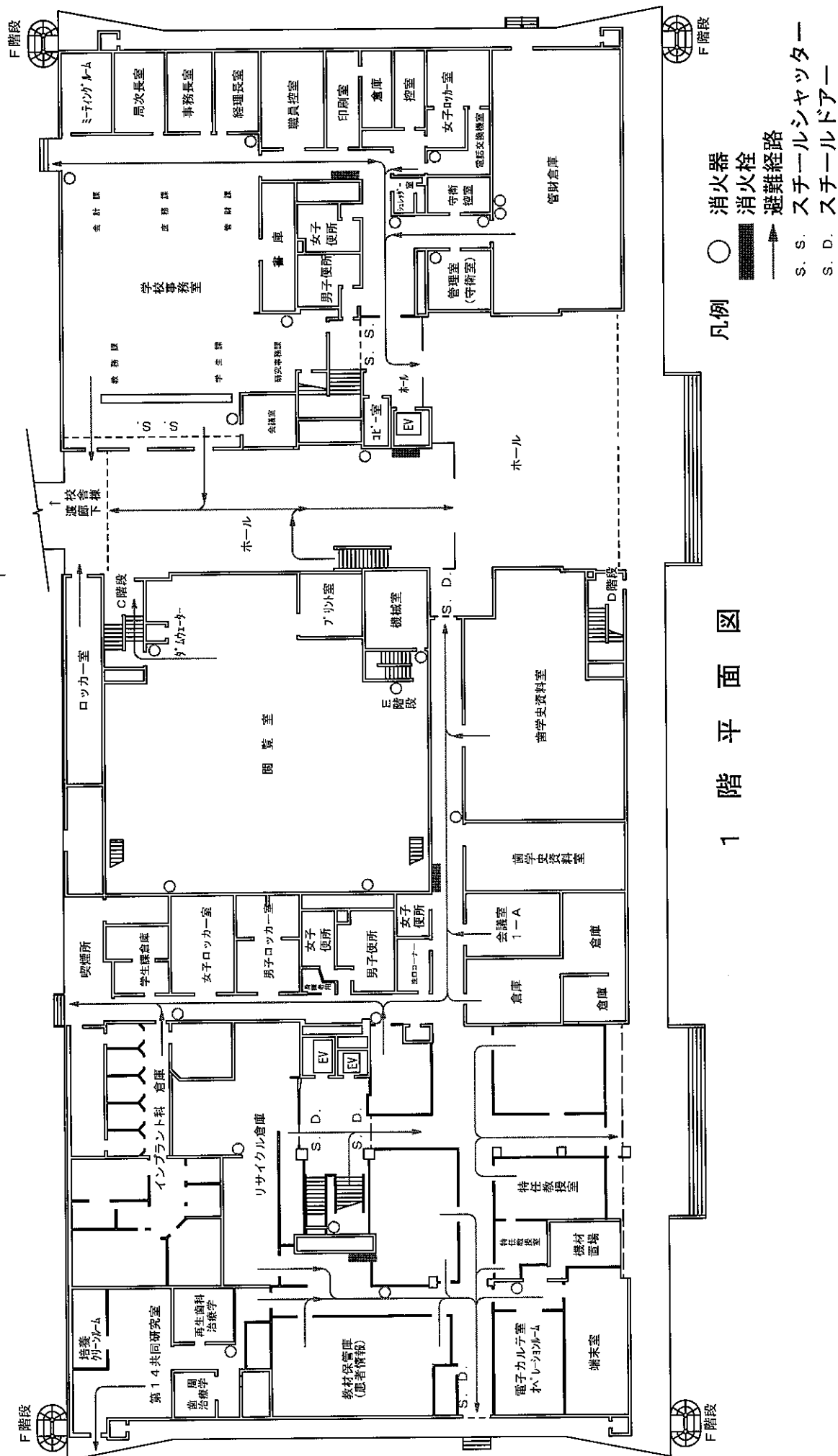
→ 避難経路

S. S. スチールシャッター

S. D. スチールドア

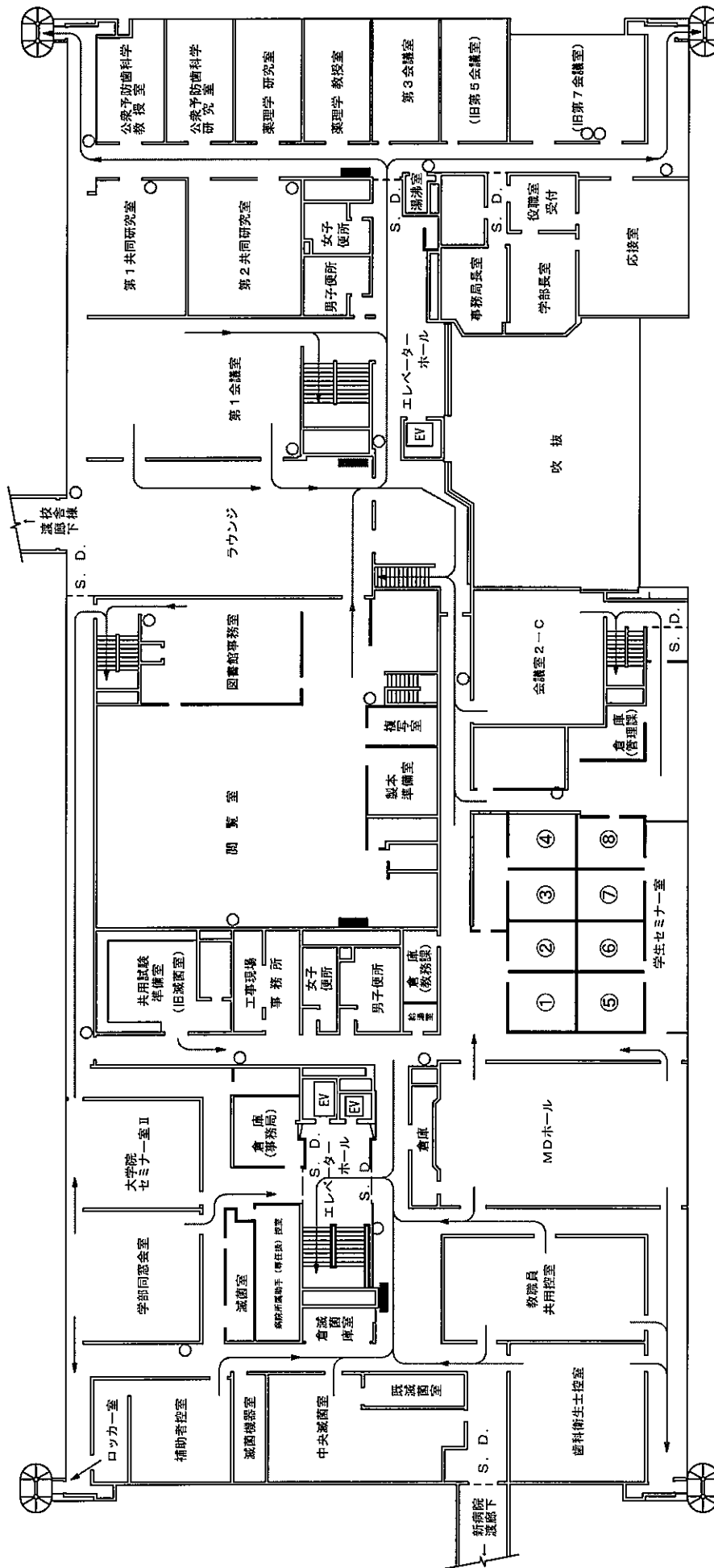
新病院棟 2階平面図

旧病院棟 | 管理研究棟



隨平圖

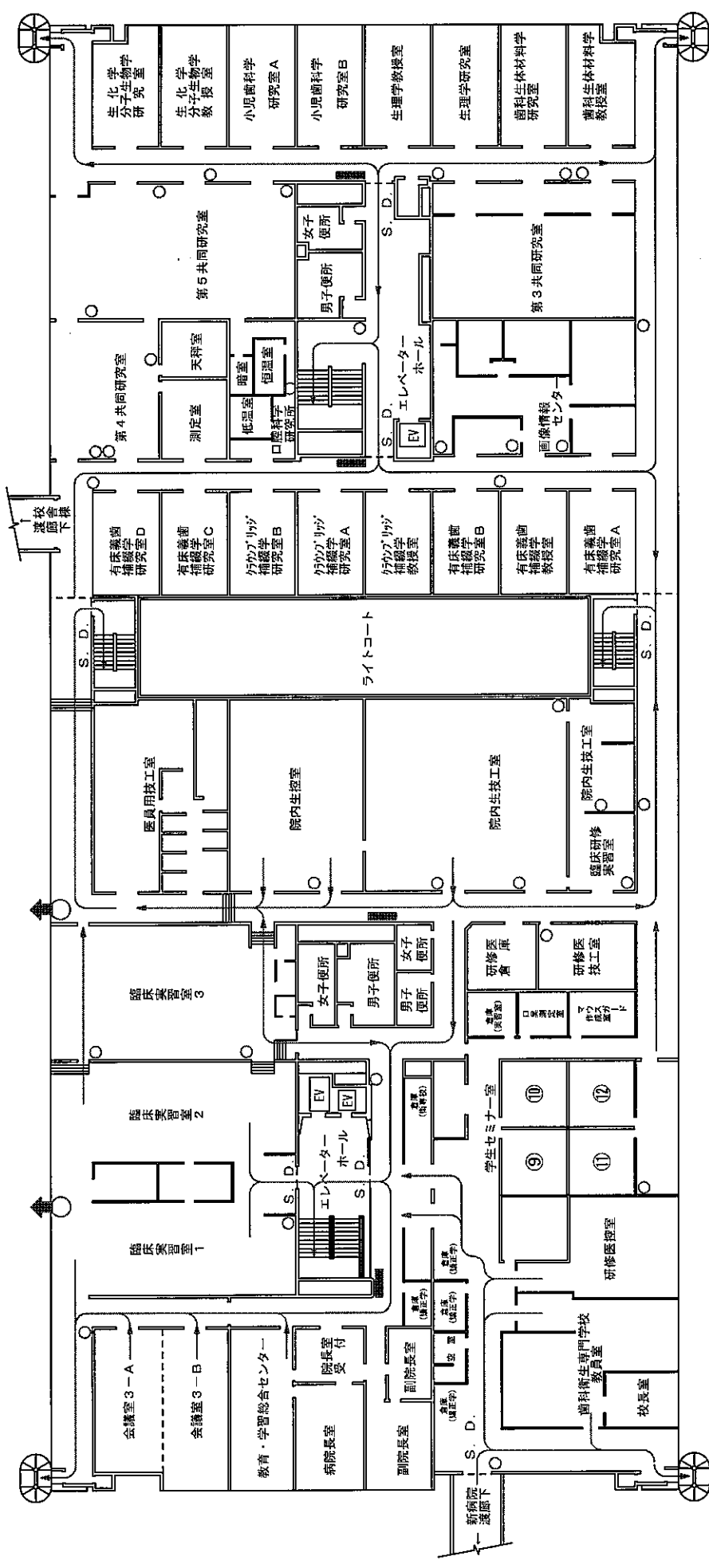
旧病院棟 | 管理研究棟



- 凡例
- 消火器
 - 消火栓
 - 避難経路
 - S. S. スチールシャッター
 - S. D. スチールドア

2 階 平 面 図

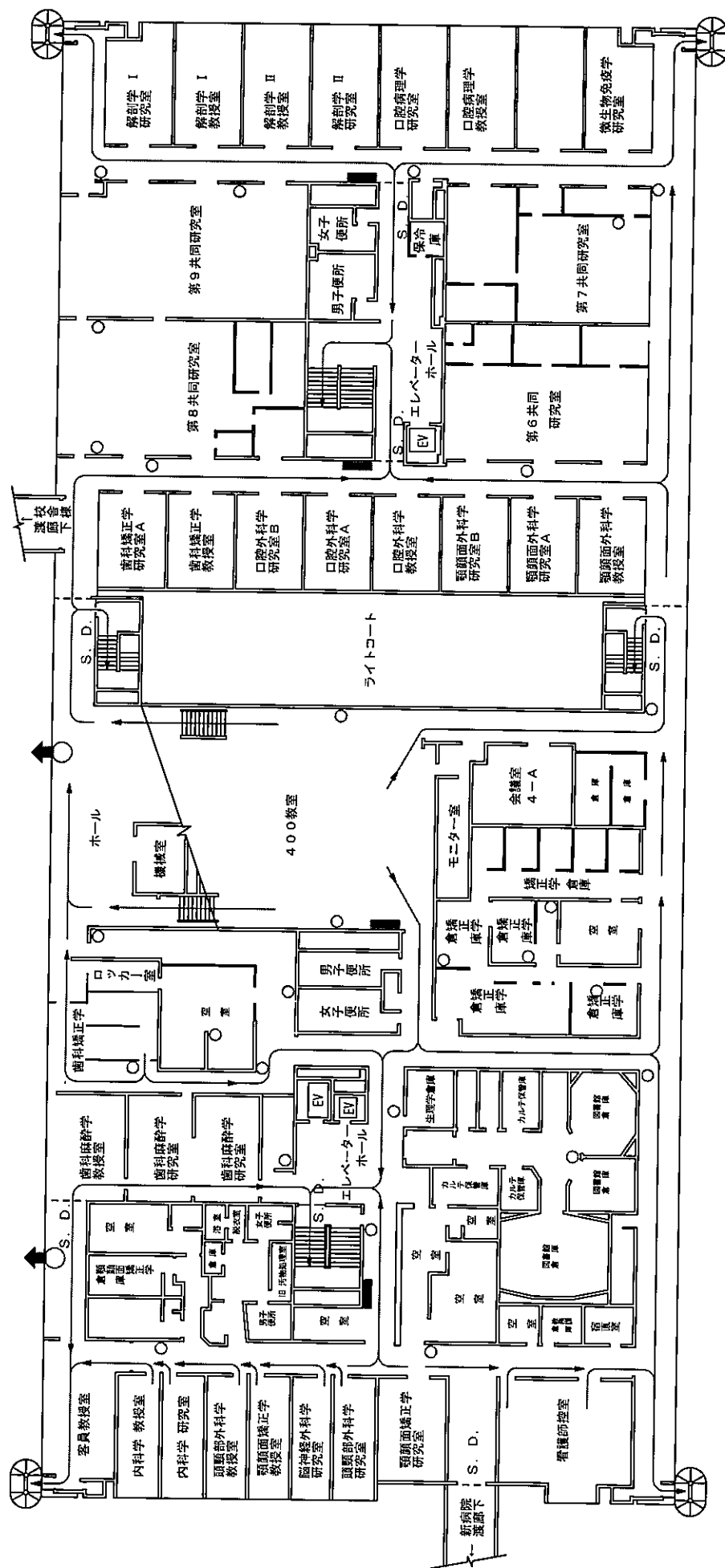
旧病院棟 管理研究棟



- 凡例
- 消火器
 - 消火栓
 - 避難経路
 - S. S. スチールシャッター
 - S. D. スチールドア
 - ↑ スローダン

3 階 平 面 図

旧病院棟 管理研究棟



4 階 平 面 図

凡例

○ 消火器

■ 消火栓

→ 避難経路

S. S. スチールシャッター

S. D. スチールドア

↑ スローダン

1. ポートフォリオ (Portfolio) とは？

ポートフォリオとは、

“where the terms signifies a purposeful collection of work”

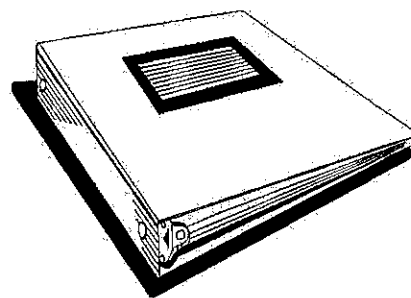
“A portfolio is a collection of papers and other forms of evidence that learning has taken place”

Strecher 1998

Davis

et al., 2001

と、定義されています。すなわち、あなたの学習過程全てにおいて、学習の根拠となる全ての情報を網羅する、一冊のファイルのことです。学習過程とは、院内における診療業務、マネージメント業務のみならず、他職種との連携、様々な学習活動(ワークショップやFaculty Development, 講習会など)、自己学習や、学習の一環として院内で行われる全てのプロセスを含みます。また院外においては、その他各種講習会、勉強会への参加など、個人レベルから施設レベルまでの様々な学習活動を含みます。これらの過程において生じる学習体験は、人それぞれで大きく異なるでしょう。また、教育目標に到達するプロセスも個人により違いがあるのは当然です。人それぞれ得意とする分野や苦手な領域も必ず存在します。これらの過不足を自ら分析し克服していく活動は学習行動そのものであり、歯科医師として生涯、健康科学に携わる皆さんが、必ず身につけておかねばならない能力の一つです。これらの学習過程において生じるあらゆる学習の「証」を、一冊のファイルに綴じていく作業からポートフォリオは始まります。



ポートフォリオに含まれねばならないもう一つの重要な情報は、学習者自身による自己の学習経験に対する批判的な「振り返り」です。日々の学習過程において生じる様々な出来事は、単なるその場限りの「些細な出来事」として見過ごされる可能性があります。しかしながら、医療現場におけるあらゆる事象は、全て重要な意味を持つものであり、あなた自身の歯科学生としての成長を促す要素が必ず含まれています。ともすれば、いつの間にか忘れ去られて行くであろうこれらの出来事を克明に記録し、日々自己の行動および思考を振り返る作業は、医療従事者としての成長過程に重要な意味を持つに違いありません。もちろん、日々の出来事を振り返り、批判的に思考し、それを文字に置き換えていく作業は、人によっては取り組みにくく映る場合もあるでしょう。ですが、多くの事例では、参加者の大半は楽しんで取り組めたと報告されており、事実、実際の作業はそれほど大変なことではありません。むしろ常に自己の成長を監視できる体制を整えておくことは、他の誰よりも自分自身にとって最もメリットのあることです。臨床実習を終えたとき、自分自身の成長記録が一目でわかるファイルを持つということは、その後の進路を考える上でも貴重な財産となり、第三者にとっても容易に成長過程が認識できるでしょう。

ポートフォリオは以上のように、自己の学習過程における学習の「証」の積み重ねと、それに付随する学習者の振り返りが主要要素ですが、これを作成する目的はあくまで「評価」です。「評価」とは、自己の振り返りを主体とした「自己評価」と、第三者による「学習評価」の双方の意味を含みます。したがって、ポートフォリオは院内教育委員会により定期的に観察され、学習過程における「形成的評価」の一資料として活用されるとともに、臨床実習終了時には終了判定の資料として活用される「総括的評価」の重要な因子となります。これらの過程では、実際の行動とポートフォリオの内容との整合性が確認され、実際の学習が達成されたかどうか、予め設定されている学習目標の達成度を、第三者を含めた評価者により定期的に検討されます。そして必要に応じてフィードバックを行う機会

が設定され、教員とのやり取りを自由に行える環境が設定されます。このようなプロセスは、自己の学習活動の改善に向けた重要なきっかけを得る場であり、この機会を最大限に利用する必要があるでしょう。

ポートフォリオは、いわば” *Assessment Through Learning*” であり、かつ” *Learning Through Assessment*” という、両面を有しています。言い換えれば、全ての学習活動が評価対象であり、学習者を360度全方面から観察、測定しようとする手法です。従来のような試験、実習ノート記録などでは評価できない、あなたの学習者としての本質を評価するためには、あなた自身の積極的な係わり合いが求められています。“片意地張らず”に、“自然体”で、取り組みましょう。まだ見ぬあなたの新しい一面が、見えてくるかもしれません！

2. ポートフォリオには何を綴じる？

ポートフォリオには、主に二つのパートから構成されます。一つは、自己の学習過程における学習の「証」の集積であり、これには様々なもの（書類、電子媒体、ビデオテープなど）が考えられます。基本的に学習行動の「証」であればなんだったって構いません。しかしながら、闇雲に綴じていけば、まとまりの無い極めて曖昧な“情報の塊”と化してしまいます。そのため、情報の取捨選択には細心の注意が必要です。二つ目は、自己の振り返り記録です。これは予め所定のフォーマットがあるため、これに準じて記載します。

以下に、ポートフォリオに綴じこむことが推奨される内容の一例を示します。

- 1) 日常の学習活動における振り返り記録・・・必須項目
- 2) 自己の関わった診療記録の抜粋（自己のコメントが加わったもの）
- 3) 症例検討資料および質疑記録
- 4) 患者マネジメント学習記録および作成したマニュアル等のプロダクト
- 5) 各種CPCや講習の記録（自己のコメントが加わったもの）
- 6) 各種試験結果（OSCE、テーマ別講義、フィードバック内容も含む）
- 7) その他、院外の学習活動記録と振り返り（学会、講習会、セミナーの参加証など）

（但し、患者の個人情報の取り扱いについては十分注意してください。）

必ずしも、これらに縛られる必要はありません。上記は一般的に考えられる内容の例ですが、歯科学生としての自己の成長に密接に関連した出来事の記録であれば、日常生活における活動を含めて、どのようなものを綴じても構いません。ただし、最終的には、綴じこまれている内容物の種類について評価が行われますので、十分吟味する必要があります。

3. 振り返り *Self Reflection* とは？

「振り返り」とは、学習や専門性の開発における一つのアプローチ法です。皆さんが日常の経験や思考から得た新たな概念を、あなた自身が既に有している経験や知識と統合して新たな視点、概念を見出す活動であり、自分自身を批判的に観察し、自己の潜在的な

側面を深く洞察する必要があります。すなわち、「振り返り」を行うためにはある種の「技能」と「態度」が要求されます。

「振り返り」を行うためには、自分自身の活動を正確に記憶し、その際自分の取った行動や思考の変化などを、再度考え直す「技能」が必要になります。改めて考え直す作業は、深い思考を必要とし、精度の高いものでなくてはなりません。また最終的には、それらの思考過程を各種媒体へアウトプットするわけですが、あやふやな思考では実際に表現することは出来ません。そのため、筋道の通った体系的な思考が要求されます。

一方、「振り返り」を行う際に欠かせない「態度」とは、自分自身に「正直」になるということです。一口に「正直」といっても、なんでもかんでも記載すれば良いというものではありません。あくまで医療を志す者としての成長に関わる自分の周囲で起きた事象について、自分の行動や思考、感情に「正直」に対応するという意味で、ある程度の用心深さ、慎重さは必要になります。すなわち、自分のおかれた状況や自分が経験した事柄などに対して、前向きな姿勢で思考し、興味を持って対応するという「態度」が要求されることになります。

では、具体的に何を振り返ればよいのでしょうか？日常の研修において起こった出来事を再度見直し、分析し、批判的に思考し、自身の有する情報、技能と照らし合わせた上で、将来起こるであろう出来事に備えるためには、以下のような項目が考えられます。

- * 何を学んだか？
- * さらに何を学ぶべき
- * そのためには、どうすれば良いか
- * その改善は、効果的に行われたか？

「振り返り」は、あらかじめ所定の書式が設定しており、Monthly Self ReflectionとDairy Self Reflectionの二種類があります。Monthly Self Reflectionは、毎月一枚必ず記載するものであり、当該月における学習活動の中で印象に残っている出来事について記載してください。またDairy Self Reflectionは、Monthly Self Reflectionの記載事項以外で、特に印象深かった出来事について記載してください。いずれも、「事実」および「振り返り」の二項目からなり、十分な思考に基づき記載するようにしてください。

なお、「振り返り」は、電子媒体を使わず、必ずしも筆記用具を用いて自分自身で記載するようにしてください。「書く」という作業は、感情を伴う思考の中から必要な情報を分離し、付随する感情そのものも明確にすることができ、上、自分の解釈の中から真実を導き出す可能性も秘めており、精度の高い思考を促す上で多大な効果があります。

4. ポートフォリオのボリュームは？

闇雲に何でもかんでも綴じ始めると、書類は際限なく膨大な量となってしまいます。そのため、ポートフォリオに綴じることのできる量(提供したファイル)を予め設定しています。この規定に従い情報を精選していく作業は、自己の学習を詳細に分析し、批判的に振り返ることを促し、自己の成長過程において重み付けが決定される、重要なプロセスとなります。もちろん、最終的に含まれる内容の量についても評価の対象となっているため、

十分検討して綴じていく必要があります。

5. ポートフォリオに用いる事のできる媒体は？

ポートフォリオの語源は「紙媒体の集積」を意味しています。すなわち、学習課程に生じる様々な情報を全て紙媒体で記録、保存することが、本来のポートフォリオの姿です。これは、情報の速やかな検索を可能にし（瞬時に全体が見渡せる）、情報の正真性が保たれるなど多くの利点があります。しかしながら、多くの資源（紙など）を必要とする、保存しにくい、コストがかかる、などの不利な点もあり、一部の領域ではe-Portfolio（電子媒体によるポートフォリオ）も普及し始めています。両者にはそれぞれ一長一短あり、どちらが良いと一概に決めることは出来ませんが、本実習では伝統的な紙媒体によるポートフォリオをベースとします。もちろん、各人の集めてくる情報には、電子媒体（FDやCD-Rなど）やビデオテープ、音声記録などの場合も存在するでしょう。そこで、これらについては情報の内容を別紙リストに記載し、内容について各自がわかるよう明記するようにしてください。また、評価の際、全ての情報が容易に閲覧できる必要があるため、特殊なフォーマットや媒体の使用は認められません。具体的にはその都度院内教育委員会に相談して下さい。

6. ポートフォリオにおける個人情報の取り扱いとは？

ポートフォリオでは、その内容を作成していく皆さんの、学習過程の全記録であり、その構築過程における所有権は、皆さん自身に帰属することになります。しかしながら、ポートフォリオの作成目的は、あくまで「評価」であるため、院内教育委員会に関わる教員に閲覧される可能性があることは、予めご承知おきください。一方、ポートフォリオに含まれる各種情報は、皆さんの学習過程の正確な記録、という前提はあったとしても、患者の個人情報に関わる情報については、取り扱いに十分配慮をする必要があります。患者氏名はポートフォリオに原則記載しない、診療情報に関わる内容については守秘義務を厳守し、漏洩等に十分配慮をする、など、医療者としての基本的な心構えが必要です。

7. ポートフォリオの正真性、信頼性

ポートフォリオに綴じていく様々な情報は、個々の学習行動を忠実に表現し、それを裏付ける「証」である必要があります。そのため、全ての情報は、作成者の現実の経験や思考に基づき構築されなければなりません。一方で、e-Portfolioの使用において、ファイルの単なるコピーによる他人の経験の模倣、あるいは搾取などがしばしば問題となっています。また、そこまで無いにしても、他人（同僚）の行動や思考を模倣することは、学習過程において必ずしも最大の効果を得ることの出来る行動とはいえません。そこで、本実習では、ポートフォリオの正真性を確保し、学習評価の一指標としての使用に耐えうるよう、院内教育委員会により構成される担当者による内容の定期的な検討を実施し、実際の研修実態との整合性について常時観察していきます。また必要に応じて、担当者により内容に関する意見聴取が行われる可能性があります。一方、不正行為が発覚した際は、院内教育委員会における審議に基づき、規定に従った対応を取ることになります。

8. ポートフォリオ作成過程における支援体制

ポートフォリオ作成過程において、これまで気付かなかった様々なアイデア、多様な視点、日々着実に進歩していく自分自身の成長が見えてくるでしょう。一方で、様々な問題や難題にぶつかることも想定されます。ポートフォリオ評価に関わらず、あらゆる臨床実習に関する皆さんの支援体制は、院内教育委員会委員および各診療科担当歯科医が担当しています。日常の学習生活における些細な問題から私生活にいたる課題まで、皆さんの臨床実習を実施する上で関連すると考えられる問題は、遠慮なく身近な院内教育委員会委員に相談してください。有用なアドバイスが得られるはずです。

9. ポートフォリオ作成および評価の手順

ポートフォリオの作成及び評価におけるスケジュールは、おおよそ以下の通りです。

① 毎日の記載の有無

終業時の出欠席確認担当者が前日の記載があれば当日の欄に検印(記載確認印)をする。欠席と早退は赤で記載する。
記載確認印数で評価する。

② 提出物

- ・感想レポート (H23. 6月下旬、H23. 10月上旬)

目的: 学生相互で客観的に書き方や自分との違いを理解し臨床実習2に役立てる。

- ・凝縮ポートフォリオ(2枚程度) 2回/年: H23. 9月下旬、H24. 2月中旬)

臨床実習1では提出期日の2週間前に例を提示、表現は自由形式で内容は問わない。

臨床実習2では更にゴールに対する自己の達成%を記載させるが、評価外とする。

- ・成長ポートフォリオ(2枚程度)

臨床実習終了時に作成し、小冊子にする。

*本資料は、広島大学病院 小川哲次先生の好意により戴いたものを改編しました。

学生番号 _____ (院内番号) _____

氏 名 _____